

監査委員会 優れた実務シリーズ ～卓越した実務を目指して～

外部監査人の監督

PwC の「監査委員会
優れた実務シリーズ」は、
監査委員会が最高のパ
フォーマンスを実現する
ための実務的かつ実行
可能な洞察、見解およ
びアイデアを提供する。
本モジュールでは、外
部監査人の実効的な監
督について取り上げる。

「監査委員会 優れた実務シリーズ」の本モジュールでは、以下のような外部監査人の監督について検討する。

1. 外部監査人との関係が非常に重要な理由
2. 外部監査人とのコミュニケーション
 - 非公式会議
 - 監査委員会委員長における監査責任者（筆頭業務執行社員）との業務上の関係
3. 監査人の独立性、事前承認、および複数事業所の監査
4. 外部監査人における内部監査人との関係
5. 監査委員会が認識すべき、影響を及ぼす他の関係者
 - 公開会社会計監督委員会（PCAOB）
 - 監査品質センター（CAQ）
 - 議決権行使助言会社
6. 外部監査人の評価

1. 外部監査人との関係が非常に重要な理由

監査委員会が負う基本的な責任は、自社の財務諸表の信頼性を監督することである。監査委員会は、投資家、規制当局、議決権行使助言会社などさまざまなグループからの期待が高まっている環境で、この責務を負う。監査委員会、経営陣、外部監査人は連携し、信頼できる財務諸表の公表における公益を増進させることを共通の目標とする。

2. 外部監査人とのコミュニケーション

監査基準では、外部監査人が監査委員会に一定の情報を伝達するよう求めている。このようなコミュニケーションをますます活発に行えるかどうか、監査委員会にとって懸案事項となっている。

外部監査人とのコミュニケーションを向上させるべく、一部の監査委員会においては、例えば次のような実務を行っている。

- 会議に十分先立って、必要な情報を全て書面で受領し、事前にそれらをレビューする。
- 外部監査人との協議において、用意された資料が読み上げられるのを聞くのではなく、特段の注意や判断を要する分野に重点を置く。
- 特定の事例、監査分野、重要分野の根底にある事実や状況を精査し、その検討に関与する。

また、会議のシナリオが作られてない場合には、外部監査人とのコミュニケーションの効果が高まる可能性がある。一方で、このアプローチは、通例、予想外の事項の発生を防ぐことから、会議の時間効率の向上につながるという考え方もある。しかしながら、シナリオがあると、活発で自由闊達な議論に水を差すことがあり得る。自由形式で質問したり、さまざまなトピックについて個人の意見を求めたりすることはシナリオに沿った意見交換の域を超えて効果的なアプローチとなる可能性がある。

外部監査人とのコミュニケーションを向上させるべく、一部の監査委員会においては、次のような実務を行っている。

非公式会議

CEO、CFO その他の経営陣構成員が出席しない、監査委員会と外部監査人との非公式会議の重要性については、いくら誇張しても誇張しすぎることはない。経営陣抜きの場合、自社の文化、財務報告上の問題、業務その他の問題について、自由闊達に意見交換を行う好機となることがある。非公式会議は、監査委員会の直接会議の都度、実施することが望ましい。外部監査人と監査委員会との非公式会議が必要となる問題が生じたときに、所定のプロセスが確立していれば、それほどぎくしゃくすることはない。

通常、非公式会議は、監査委員会会議の終了後に行われる。時間的制約があり、効果的な議論が制限されると、有意義な交流や見方を共有する機会が失われることがある。監査委員会は、十分な時間や活力を非公式会議に振り向けるようにすることが望ましい。

監査委員会委員長における監査責任者(筆頭業務執行社員)との業務上の関係

監査委員会委員長と監査責任者との業務上の関係の強さが、監査委員会、監査チーム、監査法人全体との間における相互関係の基調を決める。最も実りある関係が構築されると、自由闊達な話し合いが促進され、監査委員会における業務の品質向上に寄与する。監査責任者においては、監査委員会委員長と定期的に(例えば4半期に1回、半年に1回、年に1回)直接顔を合わせることを望ましい。この種の会議には、正式な議題が不要なことがある。期中レビューまたは年度末監査の現状や関連トピックで始めると、議論が活性化することが多くなる。そのような会議では、相手方が懸念を抱いている場合には双方がそれを理解し、相手方の観点に対して双方がそれぞれの見解を示すことが容易になる。

監査委員会と外部監査人の関係に係るもう一つの重要な側面は、監査責任者の選任や評価への関与である。監査委員会委員長は、監査責任者と効果的にコミュニケーションを取ることができるかどうかを評価することが望ましい。加えて、外部監査人の評価に関しては、監査責任者の職務遂行が極めて重要なポイントとなる。

監査委員会委員長と監査責任者との 業務上の関係の強さが、 監査委員会、監査チーム、監査法人 全体との間における相互関係の 基調を決める。

監査委員会の検討項目：

- 監査委員会が、会議中に活発な意見交換を十分に
行っているかどうかを評価する。
- 外部監査人との非公式会議を定期的に関く。
- 外部監査人に自由形式で質問し、その見方を理解
する。
- 会計、内部統制または開示に係る具体的な問題につ
いての懸念を表明したときは常に、踏み込んだ議論を
行い、外部監査人の見方を適切に理解するようにす
る。
- 監査委員会委員長と監査責任者との一対一の会議の
頻度または必要性を評価する。
- 監査委員会が監査法人や監査責任者の選任・評価
に関与するレベルを検討する。

3. 監査人の独立性、事前承認、 および複数の事業所の監査

精神的独立性も外観的独立性も、監査人における企業との関係にとって中核となる共有責任である。米国証券取引委員会(SEC)には監査人の独立性に関する規則があり、当該規則を要約すると、監査人が監査の終了の際に客観的かつ公平な判断を行うことができるかどうかということになる。

監査委員会は、監査法人の独立性を監視し、独立性の評価に当たっては、監査人と自社、自社の経営陣や取締役との間におけるあらゆる関係を検討する必要がある。さらに、外部監査人は監査委員会に対し直接報告を行い、監査委員会はあらゆるサービスや報酬を承認する、ということをおぼわすてはならない。

監査人によるサービス提供の事前承認

米国の公開会社の場合、SEC 規則により、監査委員会が監査サービスや非監査サービスについて事前承認を行うよう義務付けられている。公開会社においては、外部の監査法人から提供を受けるサービスについては監査委員会の事前承認を得よう従業員に求める内部手続を整備することが望ましい。また、SEC 規則で禁止されているサービスの提供を防止する目的で構築されている統制があつてしかるべきである。監査委員会が、自社の事前承認手続を理解し、その有効性を評価することが望ましい。これらの手続の順守は、国外の事業所の従業員にとっては特に難しいことが多いので、重点分野とすべきである。

大半の監査法人では、業務の実施前に承認を得よう報告システムを整備しているが、このことは、企業が自社で整備している統制を代替するものではない。

この分野における重要なポイントは次のとおりである。

- 監査サービスや非監査サービスの承認を求めるときには、全ての関係者(監査委員会、外部監査人、経営陣)が、サービスや報酬に対する制限を必ず理解するようにすることが重要である。
- 多くの場合、監査委員会は、ドル貨ベースでの一定の金額を上限として、認められているサービスを事前承認している。事前承認における限度額を超過する場合において必要があるときには、経営陣は監査法人と相談して、業務の発生前に追加報酬の承認を求める。この手続が自社や監査人に理解されているという確信を監査委員会が得ることが望ましい。
- 国際的に事業を展開する企業の場合、外国での報酬に複雑な為替換算が加わると、報酬の把握が難しくなる可能性がある。
- 一般的に、事前承認に関して設けられた同一の手続や統制により、株主総会招集通知において概括される報酬情報が作成される。

精神的独立性も外観的独立性も、
監査人における企業との関係にとって
中核となる共有責任である。

複数事業所の監査

企業が複数の事業所や国で営業活動を行っている場合、当該企業のグループ財務諸表の監査チーム(グループ監査チーム)は多くの場合、他の監査人が実施した業務を利用する。他の監査人に関しては、監査チームの所属法人のグローバルネットワークに属している場合もあれば、そうでない場合もある。いずれの場合にも、監査に関与する監査法人は、グループ監査チームから、求められるサービスの水準についてのインストラクションを受ける。このインストラクションにより、フルスコープ監査、すなわち、グループ監査チームが決定した重要性の基準値に基づき、現地の企業の財務諸表に対する意見を表明することが求められることがある。それ以外には、一部の勘定科目についてのみ手続(これを特定手続という)が求められる場合もある。業務の終了時に、監査に関与している監査人は、通常、連結財務諸表に対する監査意見が表明される前に、グループ監査チームに対し、手続の実施結果について報告書や文書を交付する。

監査委員会においては、連結会社の監査に関与している他の監査人の関与の度合いや業務終了の時期について理解することが望ましい。重要な発見事項のみならず、最も重要性の高いグループ会社に対し意見を表明する個々の業務執行社員の能力や資格についても、監査委員会の関心事となることがある。

法定監査

企業の海外子会社の大半が、現地において法定監査を受けた単体決算書を提出して、現地の要求事項を満たさなければならないことがあるが、監査の完了時期によっては、実施された業務をグループ監査チームが活用できないことがある。連結財務諸表監査が完了し当該財務諸表が公表された後しばらくたってから法定監査が完了するのは、珍しいことではない。外部監査人の監査意見の表明日時点で業務が完了していない場合、当該業務については、対象会計期間の連結財務諸表監査の直接的な監査証拠を提供しているとは見なすことはできない。

監査委員会の検討項目:

- 適切な統制が存在し、あらゆる報酬、監査サービスや非監査サービスについての事前承認・把握が適切に行われるようになっているかどうかを評価する。
- 要請されたサービスが認められるものかまたは禁止されているものを判定する上で、統制が十分であるかどうかを検討する。
- 連結財務諸表監査に係る重要な業務を実施する他の事務所の役割や能力について検討する。

4. 外部監査人と内部監査の関係

外部監査人が内部監査の業務を利用する場合、外部監査人は、内部監査人の能力や客観性の評価、ならびに内部監査人の業務の評価・検証を実施することが求められる。これらの実施には、相当程度の時間や作業を要する可能性がある。また、多くの内部監査機能の焦点が、財務諸表監査や財務報告に係る内部統制の監査から離れていく傾向が強まっている。このことが、外部監査人にとって難しい問題となる可能性がある。内部監査人は、監査に従事する前に、外部監査人の具体的なアプローチや文書化の要求事項について訓練を受ける必要があるかもしれない。

監査委員会は、内部監査機能と外部監査機能の双方のバリュープロポジションを最大化する最も実効性のある方法を判断しなければならない。外部監査と内部監査との連携に関する適正な質問を定期的に行うことで、監査委員会における業務の質がさらに向上するようになることがある。

5. 監査委員会が認識すべき、影響を及ぼす他の関係者

監査委員会が実効的であるためには、外部監査人に影響を及ぼす勢力や、監査委員会に影響を及ぼす可能性がある他の関係者について理解することが望ましい。場合によっては、これらの勢力が規制当局(PCAOB、SEC)であったり、議決権行使助言会社のように影響力を持つ他の者がかかわったりすることがある。監査委員会が認識すべき外部要因として、例えば次のようなものがある。

公開会社会計監督委員会(PCAOB)

PCAOB は、公開会社の監査に関する、外部監査法人の監督機関である。PCAOB の責務にはいろいろあるが、PCAOB は、登録している監査法人の検査を行い、該当する基準を順守しているかどうかを評価する。

監査委員会は、外部監査に関するPCAOBレビューの潜在的な影響について理解することが望ましい。PCAOB レビューにおいて、改善を要する監査の不備が識別された場合、当該改善が遂行されるまで、監査人が監査意見を表明する能力に影響する可能性があり、企業における株式または社債の公募が遅延することもあり得る。監査委員会が業務の品質を重視するのであれば、自社の監査に関するPCAOB レビューの結果や、監査の不備の改善が要求された場合にはその時期や性質についての情報を適時に入手することが望ましい。

上記の他に、PCAOB は、登録している監査法人が監査報告書の作成・発行の際に従うべき監査基準や関連する専門的実務基準を定めている。監査委員会が認識しておくべき、PCAOB における現時点のプロジェクトや重点分野として、例えば次のようなものがある。

- **監査報告書における重要な監査事項(CAMs)の識別**
PCAOB は、監査人が監査報告書において一定の見識を財務諸表の利用者に伝達すべきと考えており、中でも、最も難しく主観的なまたは複雑な監査人の判断について開示するよう提案している。
- **業務執行社員その他の監査従事者の開示**
PCAOB は監査法人に対し、直近期の監査における業務執行社員の氏名、ならびに監査に関与した他の監査法人(ネットワークファームを含む)の名称、所在地、関与の度合いを開示するよう求める改訂を提案している。
- **監査に関与している監査人の業務のレビュー**
企業の特定の業務について監査手続を外国のネットワークファームまたは外国監査法人が実施している場合、PCAOB は、その監査を検査する機会を望んでいる。

監査品質センター(CAQ)

CAQ は、独立した中立的な非営利団体であり、グローバル資本市場に対する投資家の信認や社会の信頼を高めるビジョンを持っている。

2013年に、CAQ は、株主総会招集通知に含まれる監査委員会報告書に記載される開示について、監査委員会が自主的に拡充するよう求めた¹。CAQ は、開示が追加されれば、投資家などの理解の向上につながり、監査委員会に対する信頼を高めることになる提言している。この公表については、PwC の「BoardroomDirect」の特別版「Audit Committee Disclosure」(2013年11月20日付)において検討されている。

監査委員会が業務の品質向上に取り組むときに、この提案の一部または全部が、自社における監査委員会報告書にとって意味があるかどうかを検討することが望ましい。開示の拡充に関する提案事項として、例えば次のようなものがある。

- 監査委員会の義務

- 監査委員会の構成
- 監査法人の選任または再任時の決定要因
- 監査責任者の選任における監査委員会の関与
- 監査人の報酬の決定時における監査委員会の検討要素
- 監査委員会による外部監査人の監督方法についての情報
- 外部監査人の評価プロセスについての情報

CAQは、株主総会招集通知に含まれる監査委員会報告書に記載される開示について、監査委員会が自主的に拡充するよう求めた。

議決権行使助言会社

議決権行使助言会社は、自社の契約者に対し議決権の代理行使を勧める。この業界の最大手が、Institutional Shareholder ServicesとGlass Lewisである。議決権行使に関する助言の作成に関する両社の方針が、監査法人に関する上場会社の慣行に影響を及ぼす可能性がある。例えば、監査報酬に対する非監査サービスの報酬の割合が高すぎると考えられる場合には、外部監査人についての承認に対し反対票を投じるよう、議決権行使助言会社が勧めることがある。

6. 外部監査人の評価

業務の品質向上を達成する上で、外部監査人の業務遂行について徹底的に評価することが極めて重要である。この評価において、監査人の業務遂行や、監査委員会とのコミュニケーションの質が、監査委員会の期待に応えるものとなっているかどうかを検討することが望ましい。評価の一環として、監査委員会は、監査人の独立性、客観性、職業的懐疑心についても検討することが望ましい。監査人の評価については、CAQが2012年に10月に公表したレポートを参考にすることができる。当該レポートには検討すべき質問例が記載されている²。

¹ <http://www.thecaq.org/reports-and-publications/enhancing-the-audit-committee-report-a-call-to-action>

² <http://www.thecaq.org/reports-and-publications/audit-committee-annual-evaluation-of-the-external-auditor>

また、監査委員会は、外部監査人の評価において、経営陣や内部監査人の見方も検討することが望ましい。

監査委員会の検討項目：

- 内部監査人と外部監査人との間における外部監査時間の配分について理解する。
その時間配分が、両当事者が提供する価値の最大化につながっているかどうかを検討する。
- 外部監査人に影響を及ぼし得る規制案の状況について協議する。
規制案が採用された場合には、自社または監査委員会と外部監査人との関係がどのような影響を受けるかについて検討する。
- 監査委員会に影響を及ぼし得る提案について検討し、それらの問題に関する監査委員会のスタンスを協議する。
株主総会招集通知に含まれる監査委員会報告書の内容の拡充をめぐる議決権行使者の圧力や、外部監査人の監査報告書の内容を拡充する提案について、検討する。
- 監査報酬に関する議決権行使助言会社の方針をチェックする。
- 外部監査人の業務遂行について毎年、実効性のある評価を実施する。
外部監査人の評価の際、経営陣や内部監査の見解を検討する。

お問い合わせ先

小林 昭夫

パートナー

(080) 3158 6271

akio.kobayashi@jp.pwc.com

辻田 弘志

パートナー

(090) 1424 3247

hiroshi.tsujita@jp.pwc.com

宇塚 公一

ディレクター

(080) 3755 2909

koichi.u.uzuka@jp.pwc.com

西村 智洋(名古屋)

ディレクター

(080) 3124 3153

tomohiro.nishimura@jp.pwc.com

島袋 信一

シニアマネージャー

(080) 3211 1349

shinichi.shimabukuro@jp.pwc.com

平岩 修一(名古屋)

シニアマネージャー

(080) 9430 6898

shuichi.hiraiwa@jp.pwc.com

久禮 由敬

パートナー

(080) 3270-8898

yoshiyuki.kure@jp.pwc.com

井坂 久仁子

ディレクター

(080) 3253 3881

k.isaka@jp.pwc.com

岡本 晶子(大阪)

ディレクター

(080) 3254 7973

akiko.okamoto@jp.pwc.com

阿部 功治

シニアマネージャー

(080) 3508 9914

koji.k.abe@jp.pwc.com

手塚 大輔

シニアマネージャー

(080) 4073 4034

daisuke.tezuka@jp.pwc.com

その他のトピック

「監査委員会 優れた実務シリーズ」で取り上げたその他のトピックは以下のとおりです。

※は、日本語訳を作成しています。

- 企業の将来予測情報に関する実務ガイダンスおよび見積もり一致の潜在的リスク (2014年3月)
- 財務報告の監督 (2014年5月)
- 内部監査の監督 (2014年7月)※
- 会計方針の変更の監督 — 新しい収益認識基準を含む (2015年2月)
- 役割、構成およびパフォーマンス (2015年5月)※
- 当局の検査に対応する (2015年6月)
- サイバーメトリクス — 取締役が知っておくべきこと (2015年9月)
- 不正防止における監査委員会の役割 (2015年12月)※

詳細な情報(英語)は、以下からアクセスできます。

www.pwc.com/us/en/governance-insights-center/audit-committee-excellence-series.html

PwCのiPadアプリケーション(英語)は、以下からダウンロードできます。

pwc.to/Get365

www.pwc.com/jp

PwC Japan は、日本における PwC グローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社 (PwC あらた監査法人、京都監査法人、PwC コンサルティング合同会社、PwC アドバイザリー合同会社、PwC 税理士法人、PwC 弁護士法人を含む) の総称です。各法人は独立して事業を行い、相互に連携をとりながら、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、法務のサービスをクライアントに提供しています。PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義) としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本報告書は、PwC メンバーファームが 2014 年 9 月に発行した『Audit Committee Excellence Series – Achieving excellence: Overseeing external auditors』を翻訳したものです。翻訳には正確を期しておりますが、英語版と解釈の相違がある場合は、英語版に依拠してください。

電子版はこちらからダウンロードできます。 www.pwc.com/jp/ja/japan-knowledge/thoughtleadership.html

オリジナル (英語版) はこちらからダウンロードできます。

www.pwc.com/us/en/governance-insights-center/publications/assets/pwc-aces-overseeing-external-audit.pdf

日本語版発刊月: 2016 年 3 月 管理番号: I201602-5

©2016 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.